平成２５年（フ）第２５３６号
大阪市浪速区恵美須東２丁目９番１―201号
債務者　西濱　嘉高
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３６号
茨城県つくばみらい市板橋2834番地５
破産者　上野　　栄
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５９号
茨城県石岡市柿岡3353番地３
破産者　足立　敏廣
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４４号
千葉県木更津市祇園１―24―９　アメニティ祇園103号、住民票上の住所千葉県安房郡鋸南町岩井袋179番地
破産者　和田　壽己
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６９９号
北海道江別市江別太313番地
破産者　川崎　光生
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５０号
札幌市中央区南17条西９丁目１番28号　エスエスビル５Ｆ、住民票上の住所札幌市南区南沢５条２丁目９番19号
破産者　山谷まゆみ（旧姓木村）
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８号
盛岡市門２丁目１番19号　プルミエ壱番館102号
破産者　川村美枝子
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７２８号
神奈川県平塚市四之宮１丁目15番61―207号　クリオ平塚八番館
破産者　竹田　俊一
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３０９号
名古屋市中村区大門町22番地　レインボー大門202号
破産者　西川　秀樹
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３６号
名古屋市中村区太閤３丁目４番16号　三浦ビル201号、開始決定時の住所名古屋市中村区太閤５丁目４番21号
破産者　種村むつ子
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４号
広島市中区白島九軒町17番１―501号
破産者　村田　　晶
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９４号
広島市佐伯区美鈴が丘西３丁目３番２号
破産者　赤木　克士
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６号
北海道空知郡上砂川町字鶉85番地32　鶉４条３丁目４番３号
破産者　渡辺　慶人
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
北海道士別市西５条５丁目153番地27
破産者　高橋　則之
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
群馬県太田市東金井町185番地３
破産者　峰岸　輝男
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５０８号
横浜市港南区日野中央３丁目32番１―501号
破産者　松本　　博
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５４号
横浜市鶴見区朝日町２丁目89番地　パークハイツ鶴見Ｂ―723
破産者　木村　義久
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１８号
横浜市青葉区荏田西１丁目１番地10　江田ハイム305
破産者　遠藤　玲子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部